

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 1
【根拠条文】 法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 ネットトラスト株式会社
代表取締役 中村 省二
【住所又は本店所在地】 東京都大田区大森北一丁目 23 番 1 号
【報告義務発生日】 平成 19 年 3 月 19 日
【提出日】 平成 19 年 3 月 23 日
【提出者及び共同保有者の総数名）】 1 名
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 決算剰余金の配当

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	宮越商事株式会社
証券コード	6766
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	Kilo Power Limited(キロパワーリミテッド)
住所又は本店所在地	英国領バージンアイランド、トルトラ、ロードタウン、私書箱 116
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先	

③【法人の場合】

設立年月日	平成6年7月19日
代表者氏名	Stephan Wang
代表者役職	ダイレクター
事業内容	貿易業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ネットトラスト株式会社 中村省二
電話番号	03-3766-4477

(2)【保有目的】

純投資

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項	法第 27 条の 23 第 3 項	法第 27 条の 23 第 3 項
	本文	第 1 号	第 2 号
株券又は投資証券等(株・口)	1,100,000		
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 1,100,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 1,100,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成 19 年 2 月 28 日現在)	T 10,749,176
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	10.23
直前の報告書に記載された株 券等保有割合(%)	13.95

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
H19年3月19日	株券	350,000	5.26	市場外	処分	1,957
H19年3月19日	株券	30,000	0.28	市場外	処分	1,957
H19年3月19日	株券	20,000	0.19	市場外	処分	1,957

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	3,520,000
借入金額計 (V) (千円)	
その他金額計 (W) (千円)	
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	3,520,000

22nd March 2007

To : Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy : Net Trust Inc.
Proxy Address : 23-1, Ohmori-kita 1-Chome,
Ohta-Ku, Tokyo 143-0016
Japan

Power of Attorney

We, Kilo Power Limited, P.O. Box 116, Road Town, Tortola, British Virgin Islands, a company duly organized and existing under the laws of British Virgin Islands hereby appoint Net trust Inc. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 22nd day on March 2007.

Kilo Power Limited

for and on behalf of

KILO POWER LIMITED

By:  Authorized Signature(s)

Name: Stephen Wang

Title: Director

(訳文)

委任状

キロ パワー リミテッド

英国領バージン諸島、トートーラ市ロードタウン私書箱116号に所在する我々キロパワーリミテッドは、ここにネットトラスト株式会社を我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき、必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

上記を証するために、本委任状は2007年3月に証書として正当に作成された。

キロパワーリミテッド

(署名)

ダイレクター